陳その他必要な協力を求めることができるものとし、これらの協力等を求められた者はこれに応ずるよう努めなければならないものとした。（第三三条の三の二関係）

4

㈠　都道府県の業務として、入所措置等その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うものとした。（第一一条第一項第二号リ関係）

㈡　都道府県知事又は児童相談所長は、児童に入所措置等を採る場合又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置に変更する場合等においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して入所措置等を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この㈡において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならないものとした。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、児童に入所措置等を採り、又は入所措置等を解除し、停止し、若しくは他の措置への変更等を行った後速やかに意見聴取等措置をとらなければならないものとした。（第三三条の三の三関係）

5

㈠　一時保護に関する事項

一時保護開始時の要件及び手続の整備に関する事項

⑴　児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であって、必要があると認めるときは、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとした。（第三三条第一項関係）

⑵　都道府県知事は、⑴の場合であって、必要があると認めるときは、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができるものとした。（第三三条第二項関係）

⑶　児童相談所長又は都道府県知事は、⑴又は⑵による一時保護を行うときは、次に掲げる場合を除き、一時保護を開始した日から起算して七日以内に、⑴の場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料を添えて、これらの者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に⑷の一時保護状を請求しなければならないものとした。この場合において、一時保護を開始する前にあらかじめ一時保護状を請求することを妨げないものとした。（第三三条第三項関係）

イ　当該一時保護を行うことについて当該児童の親権を行う者又は未成年後見人の同意がある場合

ロ　当該児童に親権を行う者又は未成年後見人がない場合

ハ　当該一時保護をその開始した日から起算して七日以内に解除した場合

⑷　裁判官は、⑶の請求（以下この㈠において「一時保護状の請求」という。）のあった児童について、⑴の場合に該当すると認めるときは、一時保護状を発するものとした。ただし、明らかに一時保護の必要がないと認めるときは、この限りでないものとした。（第三三条第四項関係）

⑸　⑷の一時保護状には、一時保護を行う児童の氏名、一時保護の理由、発付の年月日、裁判所名並びに有効期間及び有効期間経過後は一時保護を開始することができずこれを返還しなければならない旨（⑶の後段に該当する場合に限る。）を記載し、裁判官がこれに記名押印しなければならないものとした。（第三三条第五項関係）

⑹　一時保護状の請求についての裁判は、判事補が単独ですることができるものとした。（第三三条第六項関係）

⑺　児童相談所長又は都道府県知事は、裁判官が一時保護状の請求を却下する裁判をしたときは、速やかに一時保護を解除しなければならないものとした。ただし、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときは、児童相談所長又は都道府県知事は、当該裁判があった日の翌日から起算して三日以内に限り、⑴の場合に該当し、かつ、一時保護の必要があると認められる資料及び一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれると認められる資料を添えて、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官が所属する裁判所にその裁判の取消しを請求することができるものとした。（第三三条第七項関係）

⑻　⑺のただし書の請求を受けた地方裁判所又は家庭裁判所は、合議体で決定をしなければならないものとした。（第三三条第八項関係）

⑼　児童相談所長又は都道府県知事は、⑺のただし書による請求をするときは、一時保護状の請求についての裁判が確定するまでの間、引き続き一時保護を行うことができるものとした。（第三三条第九項関係）

⑽　⑺のただし書による請求を受けた裁判所は、当該請求がその規定に違反したとき、又は請求が理由のないときは、決定で請求を棄却しなければならないものとした。（第三三条第一〇項関係）

⑾　⑺のただし書による請求を受けた裁判所は、当該請求が理由のあるときは、決定で原裁判を取り消し、自ら一時保護状を発しなければならないものとした。（第三三条第一一項関係）

㈡　一時保護施設の設備及び運営に関する事項

都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保する基準を定めなければならないものとした。（第一二条の四関係）

6

㈠　児童福祉司の任用要件等に関する事項

児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるものを追加した。（第一三条第三項第一号関係）

㈡　指導教育担当児童福祉司に係る要件について、㈠の者のうち、内閣府令で定める施設において二年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で定めるものにあっては、児童福祉司としておおむね三年以上勤務した者であって、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものを追加した。（第一三条第六項関係）

保育士の登録に関する事項

㈠　禁錮以上の刑に処せられた者は保育士となることができないものとするほか、児童の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられた者が保育士となることができない期間を、その執行を終えた日等から起算して二年間から三年間とした。（第一八条の五関係）

㈡　都道府県知事は、保育士が児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合には、その登録を取り消さなければならないものとした。（第一八条の一九第一項第三号関係）

㈢　都道府県知事は、㈡により保育士の登録を取り消された者、㈡以外の理由により保育士の登録を取り消された者のうち、その登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者等（以下この㈢及び㈣において「特定登録取消者」という。）については、その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができるものとし、当該登録を行うに当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならないものとした。（第一八条の二〇の二第一項及び第二項関係）